

# 2022年度メキシコ税制改正の概要 (第4回) - CFDI

KPMG in Mexico

本ニュースレターでは、2022年度税制改正（2021年11月12日連邦政府官報公布）のうち、CFDI（Comprobante Fiscal Digital por Internet）にかかる改正の概要について解説します。今回の改正により、CFDIのキャンセルなど、納税者が発行に際して行わなければならない一部の要件が厳格化されます。また本改正に伴い、CFDIシステムのバージョンアップが税務当局（SAT）において現在行われており、2022年1月1日から使用開始予定となっています。

なお、CFDIシステムのバージョンアップに関連してKPMGが発行しているスペイン語版のニュースレター（Flash）も、必要に応じてご参照ください。

<https://home.kpmg/mx/es/home/tendencias/2021/12/flash-sat-cfdi-version-4.html>

## 目次

1. CFDIとは
2. CFDIの改正点
3. CFDIシステムのバージョンアップ
4. 当該改正の論点

## 1. CFDIとは

CFDIは、全てのメキシコにおける事業者（個人・法人）に作成・発行が義務付けられているデジタルインボイスのことを指し、請求書だけでなく領収書の役割もあります。メキシコ法人は、税務当局（SAT）が導入しているシステム上で、CFDIを作成・発行します。CFDIは、事業上の収入を受取る時だけでなく、給与や利息等の源泉税を伴う支払取引においても、その発行が義務付けられています。

## 2. CFDIの改正点

今回の改正により、CFDIのキャンセルにおいては、その理由と根拠資料が要求されます。

また、Credit Noteの発行に関しても、同様にその理由と根拠資料が要求されます。

さらに、年またぎで行うCFDIのキャンセルは原則として不可となります。ただし、罰金（CFDI金額の5～10%）を支払うことによりキャンセルすることは可能です。一方、発行したOriginal Invoiceを修正する手段としてはCredit Note（※）を発行することも税法上許容されており、こちらもキャンセル同様その理由と根拠資料が要求される変更がなされたものの、年またぎに関する制約はありません。

※ すでに行った役務の提供や商品の販売に対する返品、ディスカウント、リベートが生じた場合にのみ発行することが税法上許容されているもの

### 3. CFDIシステムのバージョンアップ

SATより、2022年1月1日よりCFDIシステムのバージョンアップ版（バージョン4.0）が導入されることが発表されており、上記税法の改正点がシステム上も手当される予定です。

CFDIの改正点に関連するバージョンアップの主な内容は、以下のとおりです。

- CFDIのキャンセルには、当該理由を入力する必要があり、キャンセルされた証書に代わる根拠資料を添付する必要があります。
- CFDIのキャンセルは、CFDIが発行された年度のみ、有効になります。

その他、受領者に関する詳細な情報記載、発行Invoiceが受領者側で課税対象となるか否かについての記載、その他の整合性チェックや品目・属性の変更等が行われます。

SATは、すでに上記のバージョンアップを2022年1月から発効することを発表しています。一方、2022年4月30日まで従来のバージョンも、経過措置として使用を継続することが可能とされています。税金にかかる残高の控除、認定および承認の確実な運用のため、その導入時期の延期も予想され、今後のSATの公表状況に留意する必要があります。

### 4. 当該改正の論点

#### － 本改正の適用開始時期

現時点において、CFDIの年またぎのキャンセルが原則不可となる改正について、経過措置などは明示されていないため、具体的な適用開始時期は明確になっていません。一方、法改正の本質から考えると、上記キャンセルの厳格化は2022年以降に発行するCFDIを23年以降にキャンセルする行為から適用になると考えるのが自然であり、現在のSATによるシステムバージョンアップでの旧バージョン使用の経過措置（2022年4月30日まで使用可能）を鑑みても、同様の理解で問題はないと推測できます。しかし、2021年に発行したCFDIについても、翌年にキャンセルを行う行為については極力少なくできるよう内部管理を今一度見直し、社内の担当者への周知を行うことで、SATからの不要な質問を受ける状況を極力低減させておくことが肝要と考えます。

#### － 年またぎのキャンセル時の実務上の取扱い

実務において、発行者側の都合や責任によるものだけではなく、客先都合によるCFDIのキャンセル依頼により、発行者側がその対応を行うケースも多くみられます。したがって、客先との年またぎのCFDIについてのキャンセルについて担当者ベースで今回の改正について共有し、無用なキャンセルが簡単に行われまいようお互いに留意できるようなコミュニケーションの確立や体制づくりが肝要となります。そのうえで実務上のアプローチとして、Original Invoiceの年をまたいだ修正がどうしても避けられないケースにおいては、まずCredit Noteの発行で対応できないかを検討していく流れになると考えられます。

## 本ニュースレターに関するお問合せ先

### メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

大野 博之 (hiroyukiohno@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

### ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshimiyamoto1@kpmg.com.mx)

### レオン事務所

宮地 剛大 (takahiro.miyachi@jp.kpmg.com)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2021 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., Sociedad Civil Mexicana y firma miembro de la organización mundial de firmas miembros independientes de KPMG afiliadas a KPMG International Limited, una compañía privada inglesa limitada por garantía. Todos los derechos reservados.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.